

令和8年（フ）第845号

神戸市東灘区北青木1丁目2番1—901号
債務者 富迫 弘志
1 決定年月日時 令和8年8月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第68号

佐賀県唐津市和多田先石11番3号
債務者 瀬川尊之こと 瀬川 沙織
1 決定年月日時 令和8年8月28日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和8年（フ）第152号

沖縄県糸満市字潮平618番地の1 CLEV A3—A
債務者 新垣 科子（旧姓与那覇）
1 決定年月日時 令和8年8月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（フ）第183号

沖縄県那覇市古島1丁目21番地1 照屋アパート301、住民票上の前住所沖縄県那覇市古島1丁目24番地25 1階
債務者 森川 優人
1 決定年月日時 令和8年8月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（フ）第283号

沖縄県那覇市壺屋1丁目14番8号 大安アパート3—A、住民票上の前住所沖縄県那覇市壺屋1丁目14番7号 比嘉アパート202
債務者 比嘉いち子

1 決定年月日時 令和8年8月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（フ）第1003号

京都市左京区高野玉岡町52番地 Prime ro TAKANO 202
債務者 藏 秀行（旧姓菖野）
1 決定年月日時 令和8年8月27日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第800号

広島市中区江波東2丁目2番2—304号
債務者 長谷川 路子
1 決定年月日時 令和8年8月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第858号

広島市佐伯区五日市中央6丁目5番4—15—201号
債務者 河野 惇平
1 決定年月日時 令和8年8月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第885号

広島県廿日市市大野1390番地1 102
債務者 川本古都美（旧姓田本）
1 決定年月日時 令和8年8月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第886号

広島市東区中山南1丁目18番7—103号
債務者 竹内 悠
1 決定年月日時 令和8年8月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第94号
山口県山陽小野田市赤崎4丁目8番7号
債務者 水野 智美
1 決定年月日時 令和8年8月27日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和8年（フ）第367号

千葉県柏市高田1032番地1 社会福祉法人敬愛会 ショートステイサービス ハートかしわ内、住民票上の住所千葉県柏市豊四季台4丁目1番84—101号
債務者 辻 勇
1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第366号
千葉県柏市つくしが丘1丁目8番5号 ポルトボヌール柏101号
債務者 横尾 将孝
1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第366号

千葉県鎌ヶ谷市東初富2—4—32 コーポクマガヤ105、住民票上の住所神奈川県綾瀬市寺尾北1丁目3番24号
債務者 佐野 彩香
1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第462号
千葉県柏市今谷上町29番地2 ラビエ・ベル102号
債務者 山田 美紅
1 決定年月日時 令和8年8月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第603号

千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山2丁目13番21号 Naurish101
債務者 相川 響
1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第607号
千葉県松戸市松飛台460番地の24
債務者 芦澤 夕菜
1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第626号

千葉県柏市つくしが丘1丁目8番5号 ポルトボヌール柏101号
債務者 横尾 将孝
1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第636号
千葉県鎌ヶ谷市東初富2—4—32 コーポクマガヤ105、住民票上の住所神奈川県綾瀬市寺尾北1丁目3番24号
債務者 佐野 彩香
1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第636号
千葉県鎌ヶ谷市東初富2—4—32 コーポクマガヤ105、住民票上の住所神奈川県綾瀬市寺尾北1丁目3番24号
債務者 佐野 彩香
1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第636号
千葉県鎌ヶ谷市東初富2—4—32 コーポクマガヤ105、住民票上の住所神奈川県綾瀬市寺尾北1丁目3番24号
債務者 佐野 彩香
1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第636号
千葉県鎌ヶ谷市東初富2—4—32 コーポクマガヤ105、住民票上の住所神奈川県綾瀬市寺尾北1丁目3番24号
債務者 佐野 彩香
1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第636号
千葉県鎌ヶ谷市東初富2—4—32 コーポクマガヤ105、住民票上の住所神奈川県綾瀬市寺尾北1丁目3番24号
債務者 佐野 彩香
1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第636号
千葉県鎌ヶ谷市東初富2—4—32 コーポクマガヤ105、住民票上の住所神奈川県綾瀬市寺尾北1丁目3番24号
債務者 佐野 彩香
1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部